

米 緊 急 对 策

【参 考 資 料】

目次

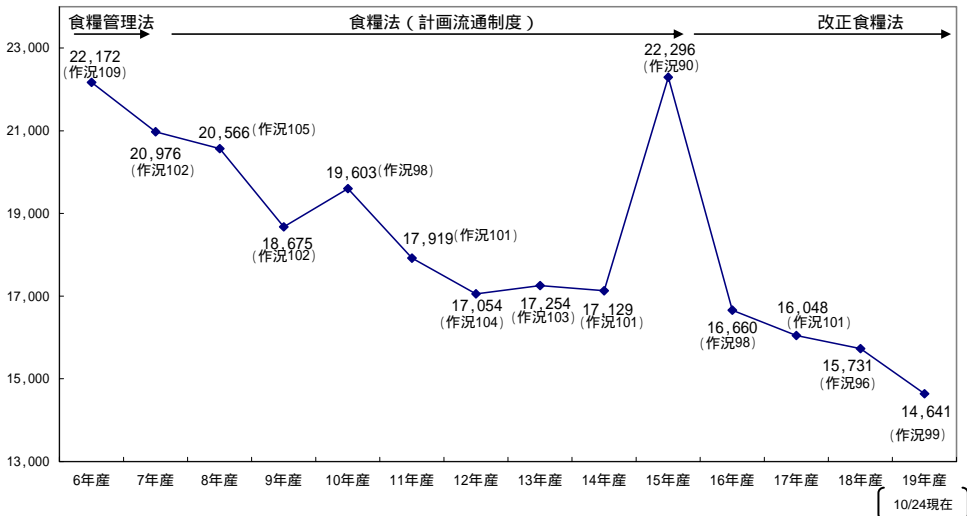
●	米をめぐる状況	1
●	（参考）19年産米の概算金の取扱いについて（全農）	2
●	全農による非主食用処理のスキーム	3
●	生産調整に関する食糧法のスキーム	4
●	生産目標数量等の配分方法の推移	5
●	平成19年産米の生産調整の取組状況〔試算〕	6
●	（参考）18年産米の産地別販売進度（全農・全集連委託販売米の販売状況）	7
●	18年産米の政府買入	8
●	生産調整非参加者の状況	9
●	米政策改革推進のための主な対策（平成19年産～）	10
●	産地づくり交付金等支援策の概要	11
●	（参考）産地づくり交付金の使い方の事例	12
●	播種前契約の取組	13
●	米の表示をめぐる状況	14
●	めざましごはんキャンペーン	15
●	偏った食生活	16
●	肥満や生活習慣病の増加	17
●	不規則な食事	18
●	朝食市場の特徴	19

米をめぐる状況

- 米の取引価格は、近年低下傾向で推移。19年産の現時点までの価格は、一部を除き、主な銘柄で対前年同月比約7～8%下落(新潟コシヒカリは11%下落)。

コメ価格センター全産地銘柄の年産別平均価格の推移

(単位:円/60kg)



- 平成16年以降、米政策改革を推進する中で、主食用水稻作付面積は年々減少しているものの、主食用米の需要量の減少に伴う生産目標数量の減少に見合うほどには、減っていない状況。

全国の生産調整の取組状況

年産	生産目標数量 千ト	生産目標数量 を面積換算 したもの 千ha	実作付面積 千ha	過剰作付け	
				千ha	府県
15	8,536.4	1,629.1	1,630.5	1.4	14
16	8,574.4	1,633.2	1,658.4	25.2	21
17	8,510.4	1,614.9	1,652.3	37.4	21
18	8,331.0	1,574.9	1,642.9	68.1	26
19	8,284.8	1,566.1	1,637.9	71.7	33

- 作況は99であるが、過剰作付けの結果として、19年産米の生産量は需要量の見通しを上回り、23万トン程度の生産オーバーが生じる見込み。

19年産米の需給見通し

需要量 (見通し)	生産量 (推計)	生産オーバー分 (推計)	作況 (9月15日現在)
833万トン	856万トン程度	23万トン程度	99

- 現在の食糧法では、政府の役割は、備蓄運営に限定されており、適正備蓄水準を100万トン程度として運営。(食糧法(国が全量管理)はH7年に廃止)

適正備蓄水準
100万トン程度

政府備蓄米在庫量
77万トン
(平成19年6月末現在)

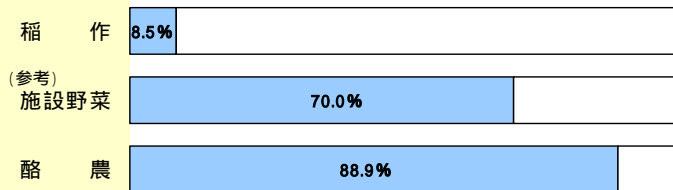
(参考) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(抄)

第3条 (略)

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

第29条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者(以下「買受資格者」という。)に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

(参考) 農家戸数に占める主業農家の割合(平成17年)



主業農家: 農業所得が農家所得の50%以上で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子が在る農家

(参考) 19年産米の概算金の取扱いについて (全農)

見直しの趣旨

大幅な供給過剰を想定し、集荷時は慎重な内金方式を徹底し、19年産米の需給対策や20年産の生産調整等が国の方針として明らかとなる年末を目途に追加払いを実施

集荷時の内金の基本的考え方

厳しい販売環境を踏まえ、内金水準は、生産者・JAから返金が生じない水準で慎重に決定

具体的には、

地域固有の事情により一定の水準を越える水準で支出を行わざるを得ない場合は、全農全国本部に対し、生産者・JAが不足金額の返還を確実にを行うことを前提に実施。

一定水準は以下のとおり(60kg、税込、JA米、1等基準)

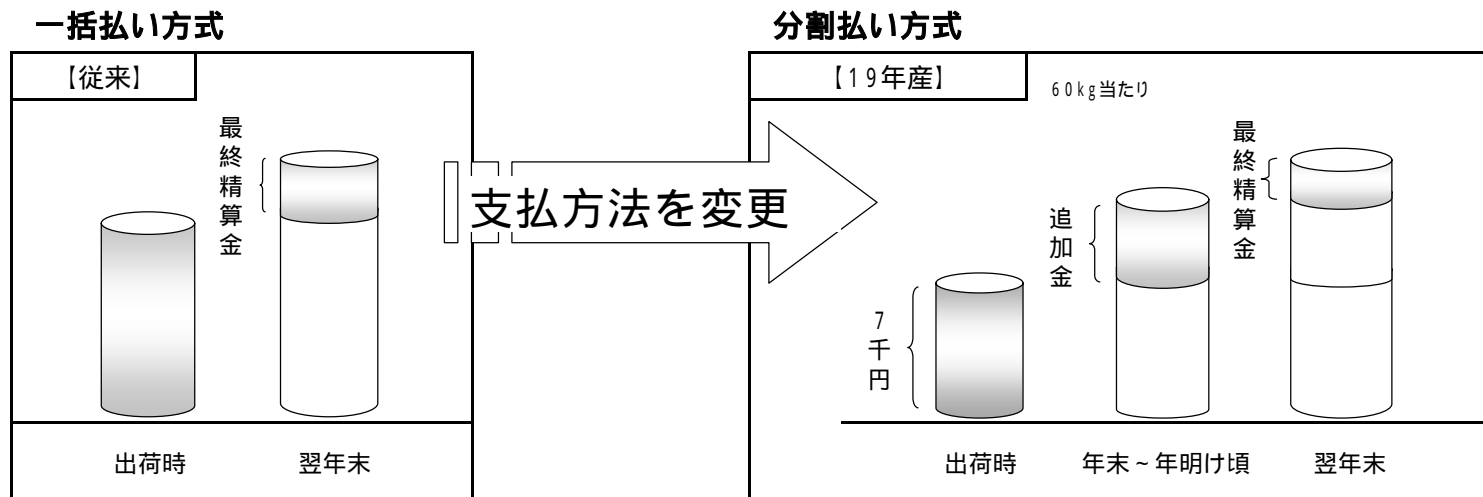
うるち米 7,000円(早期米を除く)

もち米 8,500円(契約栽培を出荷契約の過半で実施しているもの)

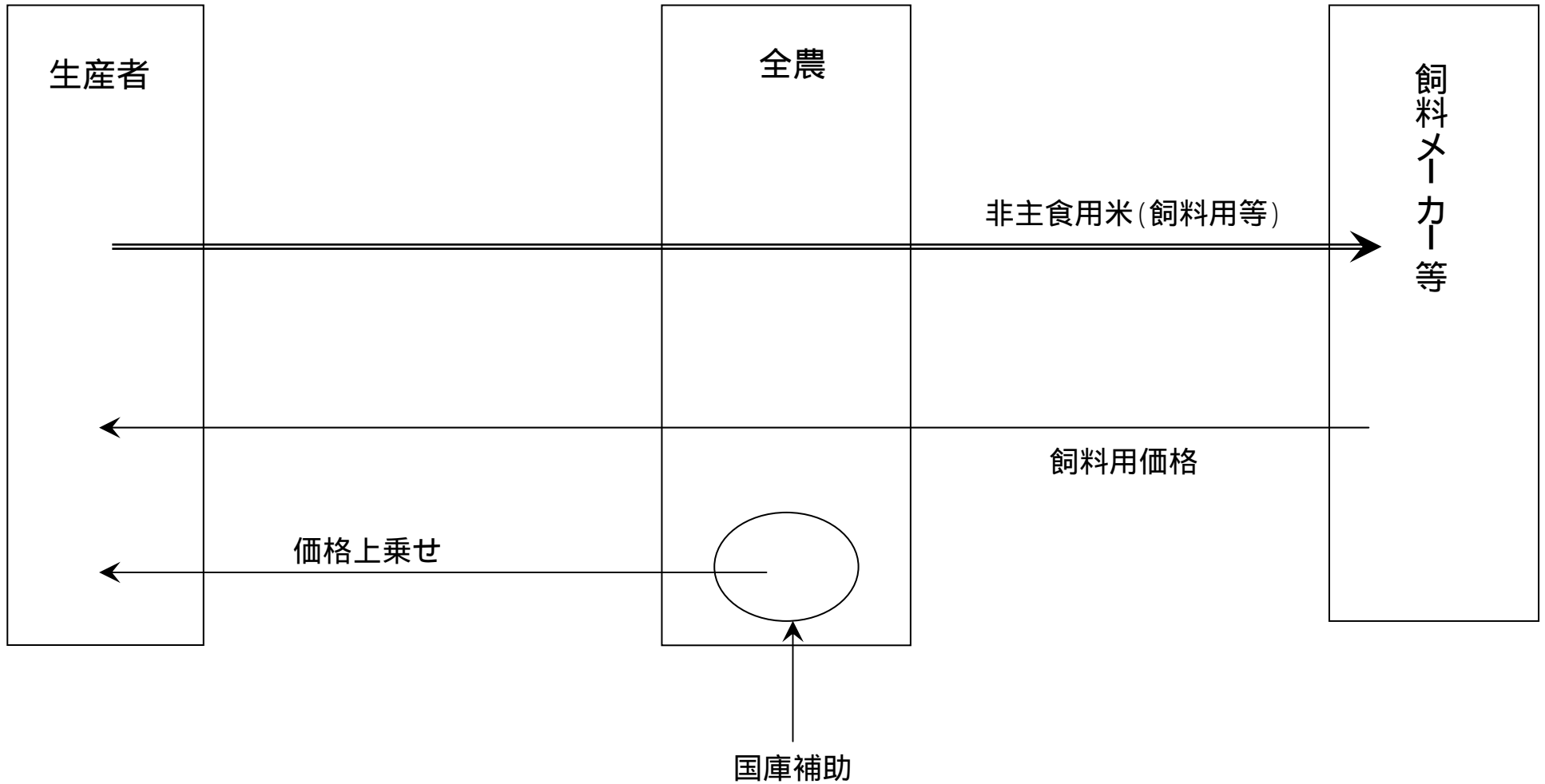
5,000円(上記以外のもち米)

その上で、産地銘柄別の契約・販売動向等を踏まえ、年末を目途に追加払いを実施

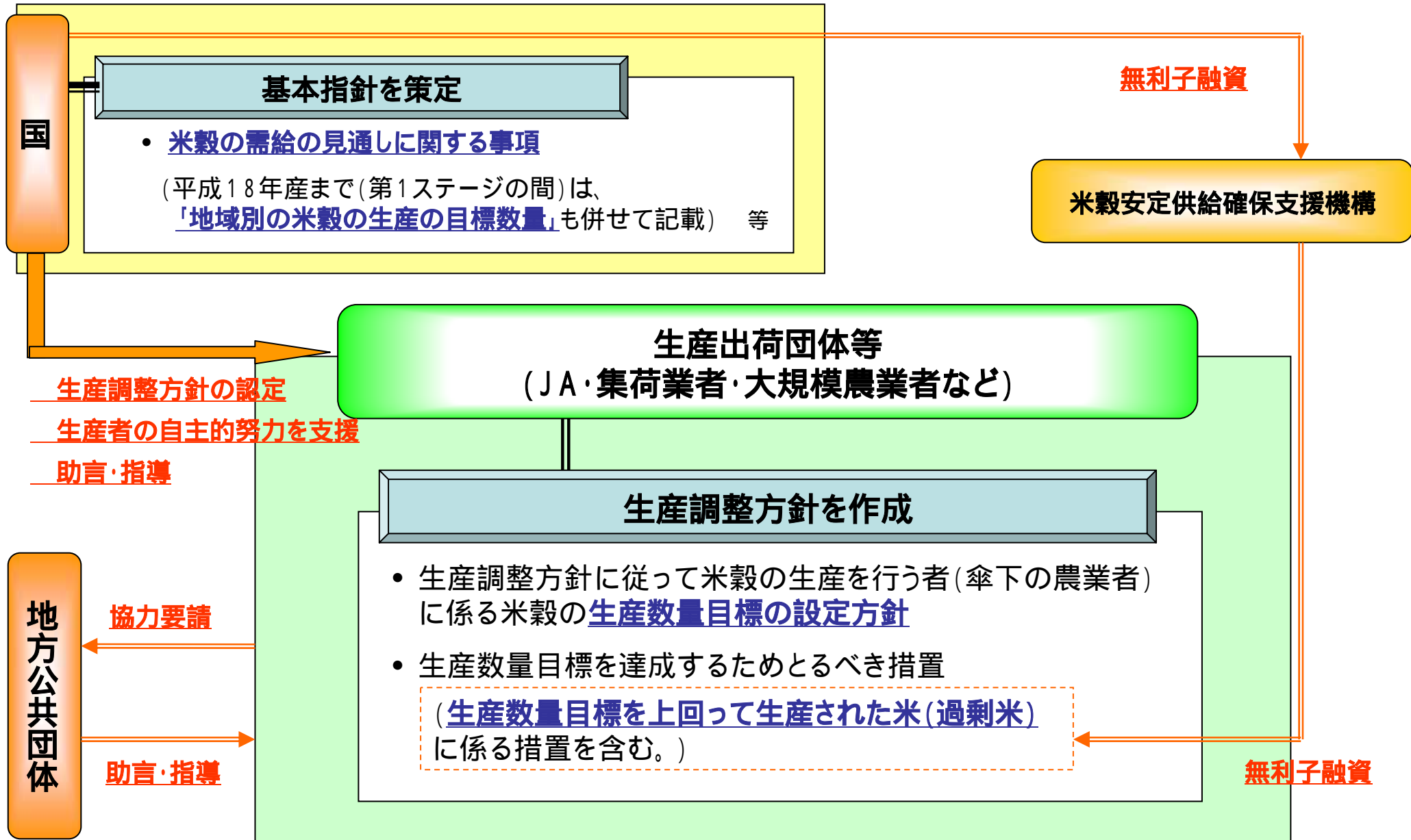
19年産の概算金支出イメージ



全農による非主食用処理のスキーム



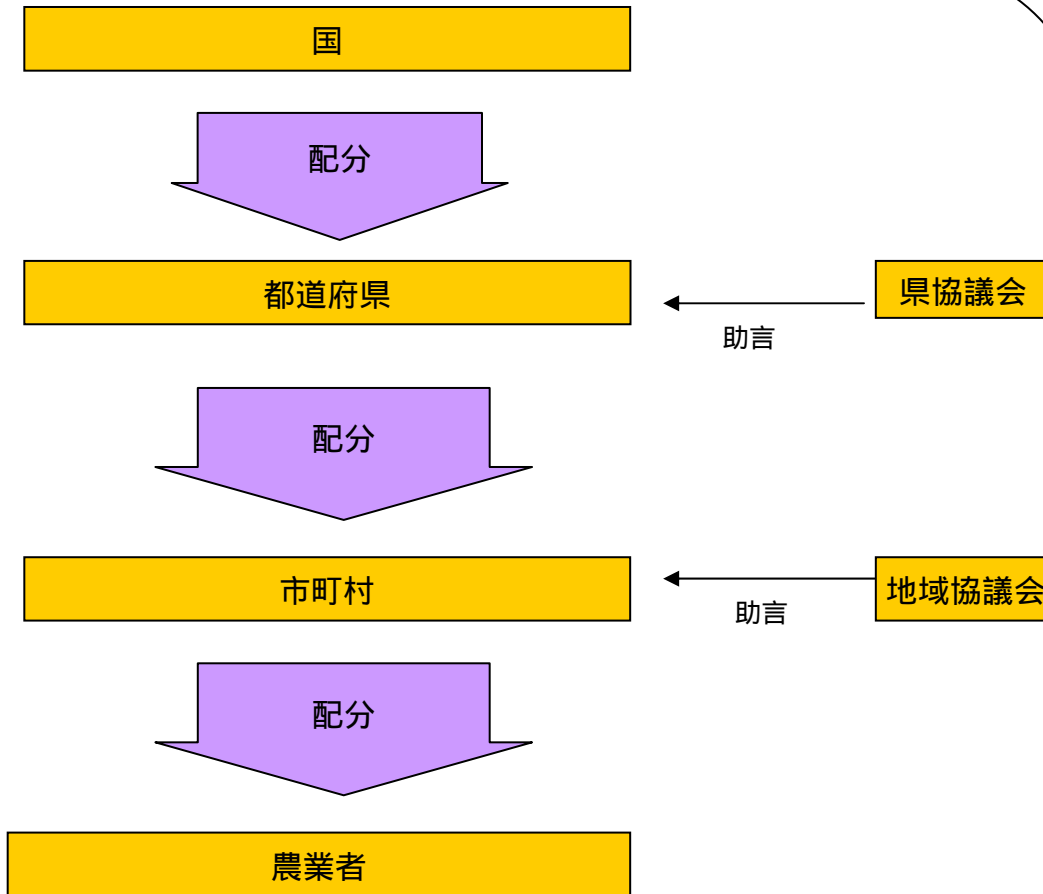
生産調整に関する食糧法のスキーム



生産目標数量等の配分方法の推移

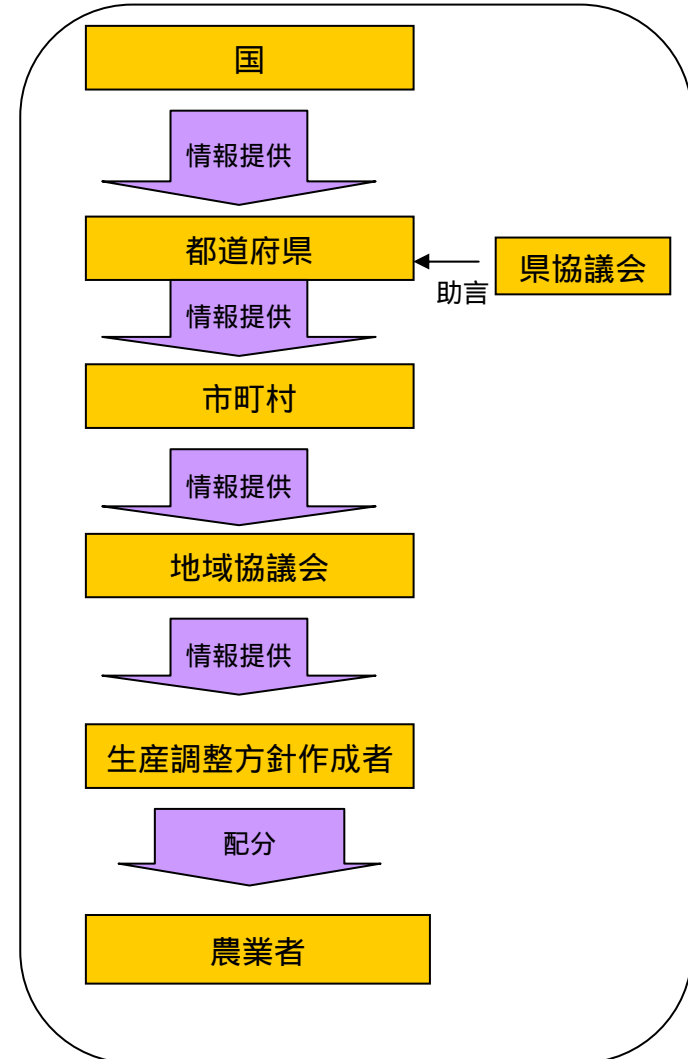
15年産以前

生産調整目標面積の配分(ネガ面積)



16~18年産

生産目標数量の配分(ポジ数量)



平成19年産米の生産調整の取組状況(試算)

以下の表は、平成19年産水稻作付面積(9月28日農林水産省統計部公表)を基に、18年産と同数と仮置きした青刈り面積と、加工用米の計画ベースの取組面積を控除して試算したもの。

このため、今後、青刈り面積や加工用米の取組面積、作柄が確定することによって、変動するものである。

都道府県名	生産目標数量	実生産量	-	を面積換算したもの	実作付面積	-	/ -1	作況指数	都道府県名	生産目標数量	実生産量	-	を面積換算したもの	実作付面積	-	/ -1	作況指数
	ト	ト	ト	ha	ha	ha	%			ト	ト	ト	ha	ha	ha	%	
全国	8,284,755	8,560,000	275,245	1,566,116	1,637,864	71,748	4.6	99									
北海道	605,900	592,188	13,712	113,891	112,410	1,481	1.3	99	滋賀	172,560	173,427	867	33,313	33,349	36	0.1	100
青森	272,990	284,721	11,731	47,067	49,621	2,554	5.4	99	京都	81,156	81,211	55	15,882	15,961	80	0.5	99
岩手	297,293	299,396	2,103	55,777	56,498	721	1.3	99	大阪	28,183	30,695	2,511	5,717	6,186	469	8.2	100
宮城	387,490	394,234	6,744	73,111	75,101	1,989	2.7	99	兵庫	195,710	191,488	4,221	38,831	38,701	130	0.3	98
秋田	499,280	536,429	37,149	87,134	91,971	4,837	5.6	102	奈良	44,210	48,974	4,764	8,618	9,694	1,076	12.5	98
山形	389,724	407,599	17,875	65,610	67,677	2,066	3.1	101	和歌山	37,280	37,500	220	7,562	7,859	297	3.9	96
福島	369,002	442,469	73,467	68,715	82,091	13,376	19.5	100	鳥取	73,200	66,480	6,720	13,996	13,981	15	0.1	91
茨城	360,860	391,562	30,702	69,396	77,100	7,704	11.1	98	島根	99,780	95,277	4,503	19,642	19,699	57	0.3	95
栃木	335,440	353,622	18,182	62,234	66,110	3,876	6.2	99	岡山	169,530	176,047	6,517	32,230	33,981	1,751	5.4	98
群馬	84,940	90,499	5,559	17,194	18,618	1,423	8.3	98	広島	140,020	138,337	1,683	26,772	26,398	374	1.4	100
埼玉	161,820	177,909	16,089	32,691	36,840	4,149	12.7	98	山口	122,200	115,112	7,088	24,198	23,982	216	0.9	95
千葉	266,030	327,793	61,763	50,100	62,673	12,573	25.1	98	徳島	62,300	66,600	4,300	13,143	14,000	857	6.5	100
東京	940	756	184	232	187	45	19.5	99	香川	75,440	73,255	2,185	15,118	14,971	147	1.0	98
神奈川	15,180	15,891	711	3,143	3,258	116	3.7	101	愛媛	80,790	78,900	1,890	16,223	15,900	323	2.0	100
新潟	597,010	622,860	25,850	110,763	115,553	4,791	4.3	100	高知	52,350	62,100	9,750	11,405	13,800	2,395	21.0	98
富山	209,610	203,597	6,013	39,179	39,048	131	0.3	98	福岡	197,260	195,410	1,850	39,373	39,483	110	0.3	99
石川	134,287	133,051	1,236	25,974	25,939	35	0.1	99	佐賀	149,130	147,478	1,652	28,138	27,926	212	0.8	100
福井	137,961	137,211	750	26,685	26,748	63	0.2	99	長崎	66,880	70,061	3,181	14,110	14,571	461	3.3	101
山梨	29,100	29,900	800	5,320	5,500	181	3.4	99	熊本	206,460	207,076	616	40,089	40,613	524	1.3	99
長野	207,920	222,475	14,555	33,374	35,489	2,115	6.3	100	大分	128,270	130,063	1,793	25,501	25,853	352	1.4	100
岐阜	123,220	119,293	3,927	25,250	25,055	195	0.8	98	宮崎	103,400	78,325	25,075	21,016	21,201	185	0.9	75
静岡	88,630	93,862	5,232	16,946	18,255	1,308	7.7	98	鹿児島	122,010	113,775	8,235	25,472	25,274	198	0.8	94
愛知	145,530	159,169	13,639	28,761	31,716	2,955	10.3	99	沖縄	3,260	3,630	370	1,055	1,020	35	3.3	93
三重	153,220	153,735	515	30,644	31,064	420	1.4	99									

注1: 生産目標数量は、消費純増策の取組数量を含み、加工用米認定計画数量を控除したものである。なお、過剰作付けが解消される方向に誘導する観点から、需要見通しから一定数量を削減して設定している。

注2: 実生産量は、統計部公表の水稻作付面積に作況指数から導かれる予想単収を乗じて得た数量から加工用米認定計画数量を控除したものである。

注3: は生産目標数量をそれぞれの単収で除した値である。

注4: 実作付面積は、統計部公表の水稻作付面積から18年産の青刈り面積及び加工用米認定数量を単収により面積換算した値を控除したものである。

(参考) 18年産米の産地別販売進度(全農・全集連委託販売米の販売状況)

(単位:千トン)

産地名	品種名	年間販売 計画数量	契約進度		
			~18年12月末	~19年3月末	~19年6月末
全 国		297万トン	55%	82%	94%
北海道	きらら397	195.4	77%	95%	99%
北海道	ほしのゆめ	89.9	84%	96%	99%
北海道	ななつぼし	92.3	84%	97%	99%
青 森	つがるロマン	87.8	82%	95%	99%
青 森	ゆめあかり	31.4	89%	99%	100%
岩 手	あきたこまち	29.5	33%	68%	100%
岩 手	ひとめぼれ	82.1	32%	64%	89%
宮 城	ササニシキ	16.1	51%	89%	99%
宮 城	ひとめぼれ	173.7	48%	75%	94%
秋 田	あきたこまち	203.1	34%	60%	78%
秋 田	ひとめぼれ	27.5	79%	90%	99%
山 形	はえぬき	70.1	43%	69%	74%
庄 内	はえぬき	56.4	45%	79%	86%
福 島	コシヒカリ(会津)	23.7	57%	91%	100%
福 島	コシヒカリ(中通り)	21.2	47%	89%	96%
福 島	コシヒカリ(浜通り)	15.6	53%	78%	90%
福 島	ひとめぼれ	30.8	34%	76%	97%
茨 城	コシヒカリ	60.0	54%	90%	99%
栃 木	コシヒカリ	116.5	42%	88%	97%

(単位:千トン)

産地名	品種名	年間販売 計画数量	契約進度		
			~18年12月末	~19年3月末	~19年6月末
千 葉	コシヒカリ	39.8	58%	85%	99%
新 潟	コシヒカリ(一般)	181.7	35%	62%	79%
新 潟	コシヒカリ(魚沼)	38.6	69%	99%	99%
新 潟	コシヒカリ(岩船)	15.6	42%	67%	92%
新 潟	コシヒカリ(佐渡)	20.2	35%	57%	78%
新 潟	こしいぶき	28.0	50%	100%	100%
富 山	コシヒカリ	93.2	44%	72%	88%
石 川	コシヒカリ	55.9	30%	56%	90%
福 井	コシヒカリ	45.0	48%	80%	95%
福 井	ハナエチゼン	20.4	60%	98%	99%
長 野	コシヒカリ	59.0	48%	76%	98%
岐 阜	ハツシモ	15.2	29%	70%	86%
三 重	コシヒカリ(一般)	18.5	18%	61%	90%
滋 賀	コシヒカリ	28.5	70%	91%	92%
兵 庫	コシヒカリ	16.3	47%	94%	99%
島 根	コシヒカリ	32.0	51%	82%	97%
広 島	コシヒカリ	22.2	36%	53%	87%
山 口	コシヒカリ	16.0	28%	90%	99%
香 川	ヒノヒカリ	15.6	42%	99%	99%
福 岡	ヒノヒカリ	19.0	59%	94%	99%

注1:対象銘柄は18年産主食用のうち米販売計画数量が15千トン以上のもの。

注2:販売計画数量は主食用途として取引先へ販売を予定している数量で、政府売渡決定数量を除く。

注3: の銘柄は、6月末時点において全国ベースの契約進度未満の銘柄である。

生産調整非参加者の状況

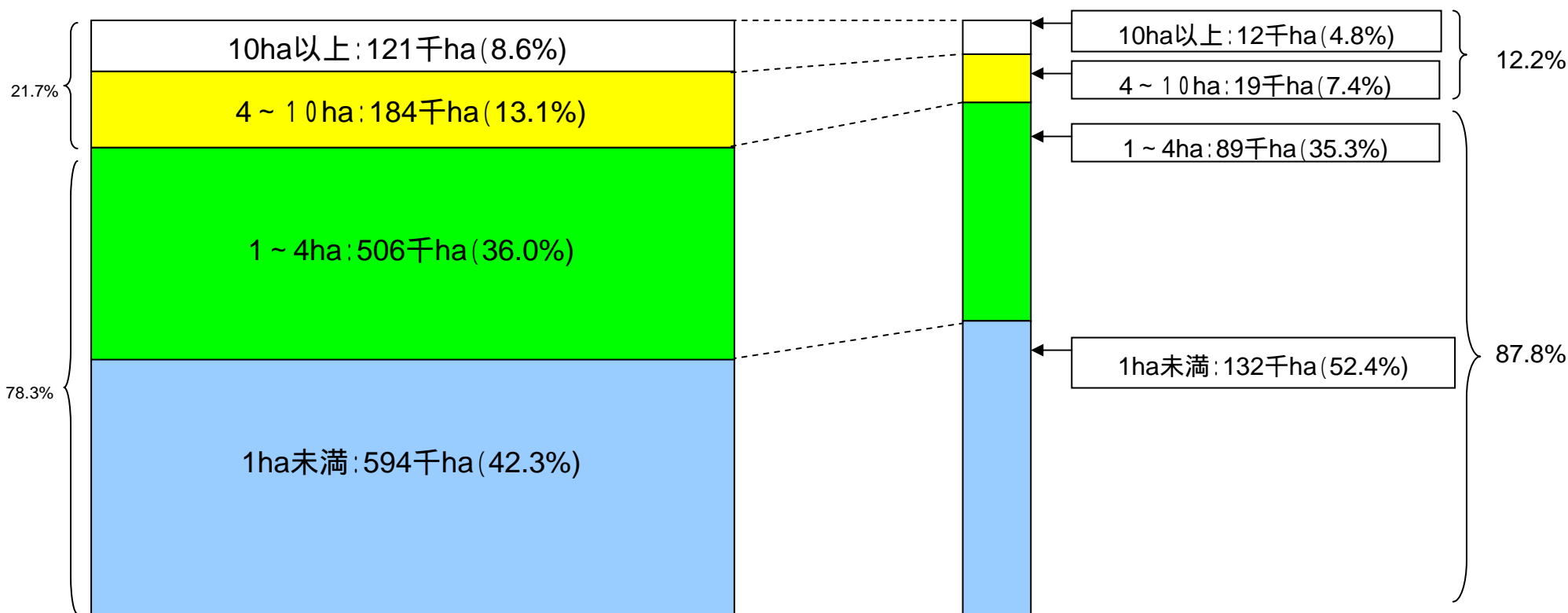
平成18年産における実施計画書未提出者(生産調整非参加者)の水稲作付面積は、252千haで全体の約15%である。

実施計画書提出農業者

水稲作付面積 1,404千ha(84.8%)

実施計画書未提出農業者

水稲作付面積 252千ha(15.2%)



生産規模別の農業者数は、報告のあった2,559千人(実施計画書提出者2,299千人、未提出者260千人)のデータをもとに推計。

農業者・農業者団体による 主体的な需給調整の取組

生産調整への支援

生産調整メリット対策

産地づくり交付金
(1,327億円(20年度要求額))

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援。

所要の額を対策期間中安定的に交付し、地域の計画的な取組を支援
 用途・単価は地域自らが決定
 地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底
 担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進

**新需給調整システム
定着交付金**
(150億円(20年度要求額))

都道府県段階の判断による意欲的な生産調整の取組を支援。

豊作時の支援

豊作米隔離対策

集荷円滑化対策

豊作による過剰米を区分出荷・保管。
(全国・県・地域の作況101以上のとき発動)

- ・短期融資(3,000円/60kg)
- ・生産者支援金(4,000円/60kg)

【17年産現物弁済米の状況】

現物弁済数量：7.5万トン
うち販売数量：0.7万トン

在庫数量：6.8万トン

(平成19年9月末現在)

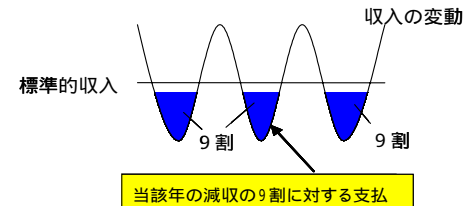
米価下落時の支援

米価下落等影響緩和対策

品目横断的経営安定対策(担い手)
(収入減少影響緩和対策)(444億円(20年度要求額))

米価下落等による販売収入の減少が担い手の経営に及ぼす影響を緩和。

- ・生産者:国=1:3で拠出
- ・対象品目ごとの収入と基準期間の平均収入との差額を経営体ごとに合算・相殺し、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補てん。



稲作構造改革促進交付金(担い手以外)
(270億円(20年度要求額))

品目横断的経営安定対策の加入者以外に対して、当面の措置として、米価下落等の影響緩和対策を行えるよう措置(地域であらかじめ取り決めることにより、産地づくり交付金に融通可能)。

【産地づくり交付金への融通状況(19年度)】

- ・国の予算額290億円のうち、165億円(約57%)を産地づくり交付金へ融通。

「経営所得安定対策等実施要綱」により、H19～H21の対策の内容を決定

産地づくり交付金(本体)

用途・単価は地域自らが決定

地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底

担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進

創意工夫の発揮

地域で十分な議論を行った上で、地域水田農業ビジョンの高度化・実現に向けた的確な用途の決定、地域における生産・販売戦略の再構築

担い手の育成に向けた重点的活用

水田農業の構造改革等の実効をあげるため、地域の合意に基づき、担い手への重点的な活用を促進

新需給調整システム定着交付金

新たな需給調整システムの下での円滑な取組のため、当面の措置として実施

県段階の判断により、用途・単価を決定

一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえて、毎年、都道府県別配分を見直し

用途

超過達成

地域振興作物（従来は対象外であった麦・大豆・飼料作物の取組も可）

その他の意欲的な生産調整の取組

産地づくり交付金(本体)との融通

- ・まずは、都道府県協議会において、県域段階で推進すべき事項を検討
- ・その上で、産地づくり交付金(本体)との融通は可能

産地づくり交付金の用途のガイドライン

交付金は、水田環境を良好に保全しながら構造改革の推進に活用
交付金の用途・水準は、地域の創意工夫で決める仕組み

1 用途の範囲(いずれかにあてはまること)

米の生産調整の推進

水田を活用した作物の産地づくりの推進

水田農業の構造改革の推進(担い手の育成)

2 配慮事項

生産調整の円滑な実施を念頭に、担い手の育成に資する取組が推進されるよう配慮

交付金の受取者は、実際の農作業従事者とする

3 用途としない取組

通常の主食用米の価格への上乗せ助成

品目横断的経営安定対策との整合性を欠く助成
(品目横断的経営安定対策の対象者とならない者に対する格差補てん等)

補助事業への二重補助

資産形成に対する直接的な助成

(参考) 産地づくり交付金の使い方事例

1 重点作物の振興、生産性向上への助成

麦に対する助成

K町水田農業推進協議会(M県)
麦の土地利用集積に対する助成
38千円/10a

大豆に対する助成

I町地域水田農業推進協議会(H県)
黒大豆栽培に対する助成 30千円/10a
団地化に対して上乗せ 10~40千円/10a

そばに対する助成

I町地域水田農業推進協議会(K県)
そばの作付に対して助成 45千円/10a

WCSに対する助成

H市水田農業推進協議会(M県)
飼料作物栽培に対して助成 10千円/10a
WCS作付に対して上乗せ助成 30千円/10a

団地化/土地利用集積

N町水田農業推進協議会(I県)
基本助成 10千円/10a
団地化・土地利用集積に対して上乗せ
5~35千円/10a

耕畜連携

T町水田農業推進協議会(T県)
飼料作物(耕畜連携)に対する助成
40千円/10a

2 米への助成

有機農業

M町水田農業推進協議会(Y県)
有機栽培米の取組に対する助成
10千円/10a

水稻直播への助成

T市水田農業運営協議会(F県)
コシヒカリ直播奨励 10千円/10a

加工米に対する助成

F地域水田農業推進協議会(H県)
加工用もち米に対する助成 3千円/60kg

4 有機農業、食の安全・安心

トレーサビリティに対する助成

Y市水田農業推進協議会(A県)
トレーサビリティ分析経費助成
(協議会として) 300千円

有機、減農薬等環境保全

I町水田農業推進協議会(N県)
自然共生栽培推進に対する助成
大豆、野菜等 10千円/10a

3 担い手の育成

利用権設定に対する助成

E市水田農業推進協議会(M県)
賃借権の設定に対して助成
20千円/10a

作業受委託に対する助成

K市水田農業推進協議会(I県)
農業作業受託に対する助成 8千円/10a

作業の組織化法人化

R市水田農業推進協議会(H県)
農業生産法人運営に対する助成4千円/10a

5 消費拡大の取組

地産地消の取組に助成

T地域水田農業推進協議会(M県)
地産・地消の提携促進に係る助成
(協議会として)1,000千円

学校給食(米飯給食)への助成

S村地域水田農業推進協議会(F県)
(協議会として)1,497千円

播種前契約の取組

一部では播種前契約の取組も開始。

播種前契約

契約形態: 買い手(卸・商社等) - 売り手の二者契約
買い手 - 実需 - 売り手の三者契約 など

価格: 基準価格を定めるとともに、10月15日現在の作況指数に応じたアローワンスの範囲内で協議の上決定

違約措置: 契約締結数量の履行ができない場合は、買い手・売り手はそれぞれ不履行数量に応じた違約金を支払う

申込期限: 4月中旬

4月末までに「**確認書**」を締結

10月15日現在の作況指数公表(10月末)
アローワンスの範囲内で価格を協議し決定

作況106以上: 基準価格 %の範囲内(集円発動時はなし)
作況102~105: 基準価格 %の範囲内(集円発動時はなし)
作況99~101: 基準価格
作況95~98: 基準価格 + %の範囲内
...

10月末までに「**売買契約書**」を締結

受渡期間: 11月1日以降

田植え(5月中旬)

収穫(9月中旬)

収穫前契約

価格: 播種前契約と同条件を基本

申込期限: 10月末 「**売買契約書**」を締結

米の表示をめぐる状況

JAS法は、包装された玄米及び精米について、名称、原料玄米、内容量、精米年月日、販売者の表示を義務づけており、原料玄米の産地・品種・年産の表示には、農産物検査法に基づく証明が必要。

我が国の主食である米を扱う企業において、法令遵守(コンプライアンス)体制を確立していくなど、関係法令の遵守の取組の強化や社会倫理に適合した行動を徹底することが重要。

JAS法に基づく米の表示

単一銘柄米

(産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用いたもの)

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	県	ヒカリ	年産	100%
内容量	10kg			
精米年月日	平成18年 月 日			
販売者	米穀株式会社 県市町1-2-3 TEL ()			

ブレンド米

(単一銘柄米以外の「複数原料米」等の原料玄米を用いたもの)

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			100%
	県	ヒカリ	年産	60%
		コマチ	年産	40%
内容量	10kg			
精米年月日	平成18年 月 日			
販売者	米穀株式会社 県市町1-2-3 TEL ()			

米穀の特別調査の実施結果の概要

	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	小売店舗	卸売業者		小売店舗	卸売業者		小売店舗	卸売業者		小売店舗	卸売業者	
調査箇所数	3,407	3,029	378	3,616	3,027	589	3,526	3,006	520	2,561	2,023	538
不適正店舗等	455	417	38	297	263	34	241	211	30	286	237	49
不適正表示率	13.4%	13.8%	10.1%	8.2%	8.7%	5.8%	6.8%	7.0%	5.8%	11.2%	11.7%	9.1%
調査製品数	36,606	28,943	7,663	48,678	37,858	10,820	45,373	37,435	7,938	32,585	24,543	8,042
不適正表示製品数	1,656	1,497	159	1,085	1,011	74	758	687	71	915	828	87
不適正表示率	4.5%	5.2%	2.1%	2.2%	2.7%	0.7%	1.7%	1.8%	0.9%	2.8%	3.4%	1.1%

米穀の不正表示に係る、JAS法に基づく指示・公表の実績

(平成14年2月から平成19年8月までの間) 137件

近年において業務改善命令等を措置した事例(6件)

年月日	対象業者	主な違反内容	根拠法令
16年2月	(有)上州屋米穀店	表示と異なる原料を使用	JAS法
17年3月	(有)おその江	表示と異なる原料を使用	JAS法
同年6月	(株)ライズ	表示と異なる原料を使用	JAS法
19年5月	(株)日本ライス	表示と異なる原料を使用	不正競争防止法
同年9月	(株)千歳屋商店	表示と異なる原料を使用	JAS法
同年9月	丸広米穀(株)	精米年月日の偽り	JAS法

品質表示基準違反に対するJAS法上の措置

品質表示基準違反が見つかった場合

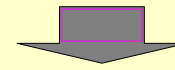
次の場合には、まず指導を行う(運用上の措置)

- (1) 表示事項が表示されていないが、違反事業者が直ちに改善する意思を示している場合
- (2) 遵守事項が遵守されていないが、常習性がなく、過失による一時的なものであることが明らかであり、違反事業者が直ちに改善する意思を示している場合

表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示。

(JAS法第19条の14第1項)

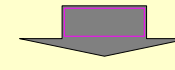
指示と同時に公表。



指示に係る措置をとらなかった場合

農林水産大臣から指示に係る措置をとるべきことを命じる。

(JAS法第19条の14第3項)



命令に違反した場合

罰則の対象となる。

(JAS法第24条第8号、第29条第1項第1号)

個人：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

法人：1億円以下の罰金

「めざましごはんキャンペーン」



趣旨

- 朝ごはんの喫食向上や米を中心とした日本型食生活の普及・啓発を目的に、平成19年11月～12月にテレビCMを放映。
併せてWEB等で追加情報を提供。
- 食品関係企業、団体等の協力を得ながら、官民挙げての「めざましごはんキャンペーン」を実施。

キャンペーンの対象

- 朝食欠食率の高い若年層(特に20～30歳代)を主な対象とする。

今回のキャンペーンの特徴

- 食品産業での2次利用を前提にテレビCM等を制作
 - テレビCMを小売店や外食店等の店頭でも放映可能
 - ロゴマークは、商品貼付も可能
- 食品産業界の要望に対応し、販売促進に「使えるCM」を提供
 - キャンペーンソングのみ(映像なし)の店内放送も可能
 - レジ前ディスプレイで利用可能な圧縮版の映像も提供
 - 使用許諾手続きの明確化・簡略化により、データ提供を迅速化



偏った食生活

昭和50年代半ばには、米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」が実現。

しかし、近年は、脂質の過剰摂取、米などの穀類や野菜の摂取不足などの偏りが顕在化。

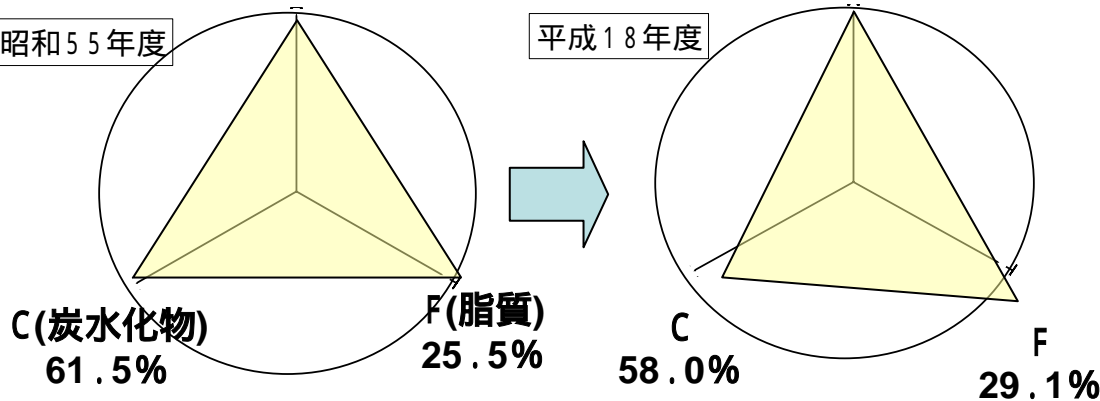
バランスのくずれ

P(たんぱく質) 13.0%

P 12.9%

昭和55年度

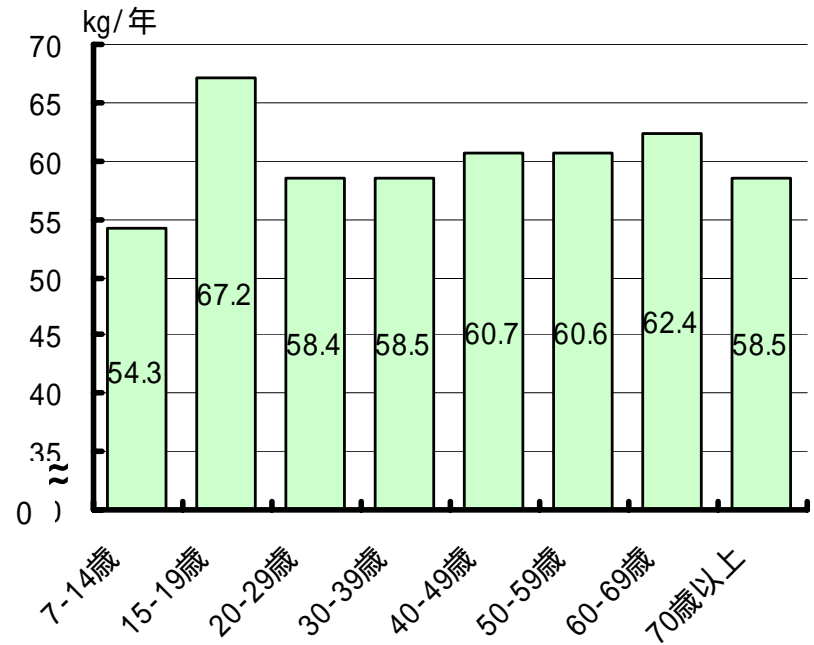
平成18年度



(注)食料・農業・農村基本計画における平成27年度の望ましい消費の姿の数値は
P(たんぱく質):13% F(脂質):27% C(炭水化物):60%

資料:食料需給表

年齢階層別の米消費量 (平成14~16年平均)



資料:平成16年「国民健康・栄養調査」

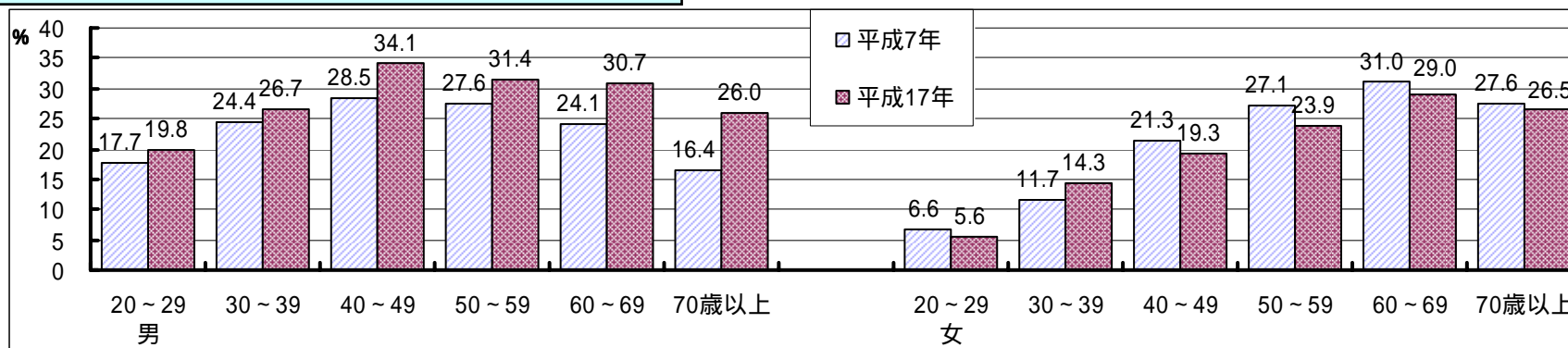
注:ごはんから精米への換算率は、(1/2.2)とし、365日をかけて年間換算した。

肥満や生活習慣病の増加

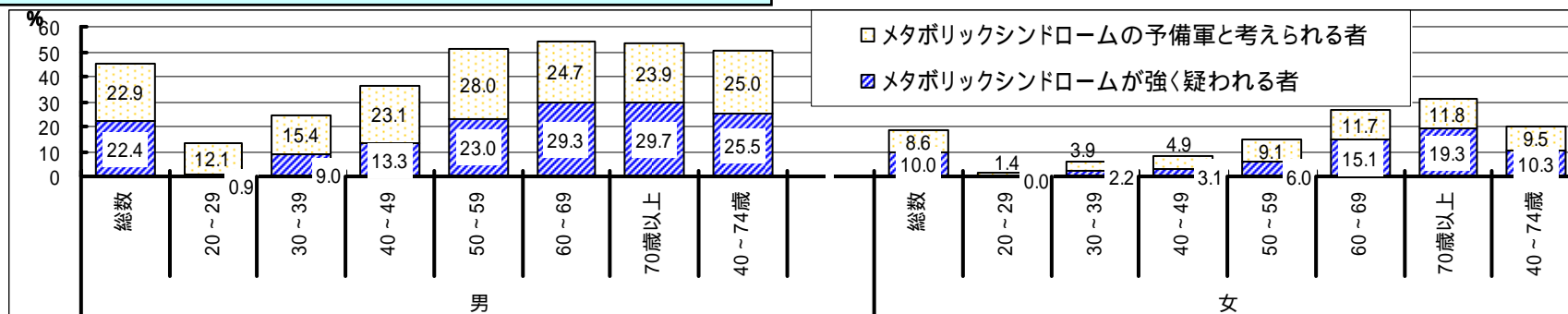
男性では、全年齢層で肥満が増加(40歳代が最高)。女性では、40~60歳代で肥満者の割合が減少。

40~74歳でみると、男性の2人に1人、女性の10人に1人がメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者又は予備軍と考えられる者。

肥満者(BMI 25)の割合(20歳以上)



メタボリックシンドロームの状況(20歳以上)



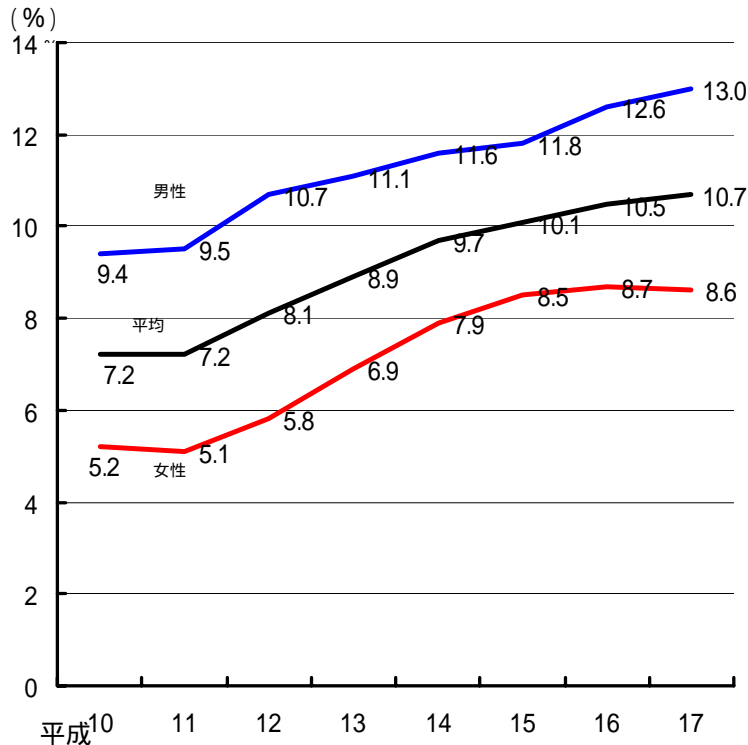
資料:平成17年「国民健康・栄養調査結果の概要」

注:メタボリックシンドロームが強く疑われる者は、腹囲 85cm(女性90cm)+項目2つ以上該当する者。同予備軍と考えられる者は、腹囲条件の他、項目1つに該当する者。

不規則な食事

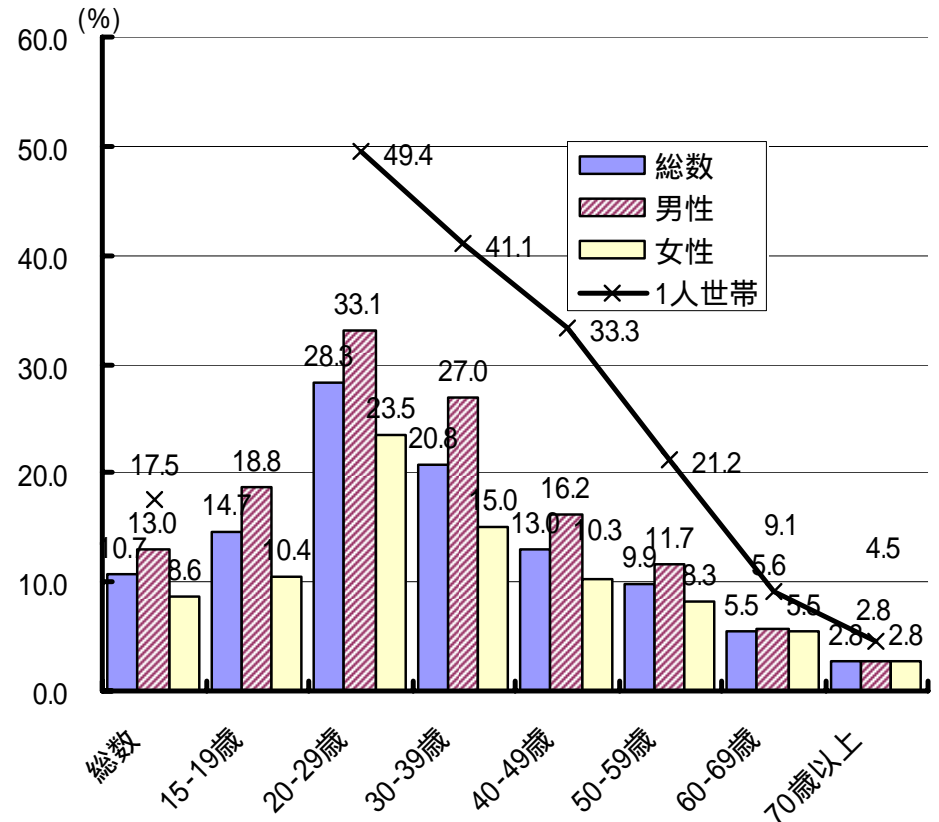
朝食の欠食率は、男女とも20歳代が最も高く、次いで30歳代となっており、年々増加傾向。
1人世帯では、朝食の欠食率が特に高い。

朝食欠食率の推移



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

年齢階層別の朝食欠食率(17年)

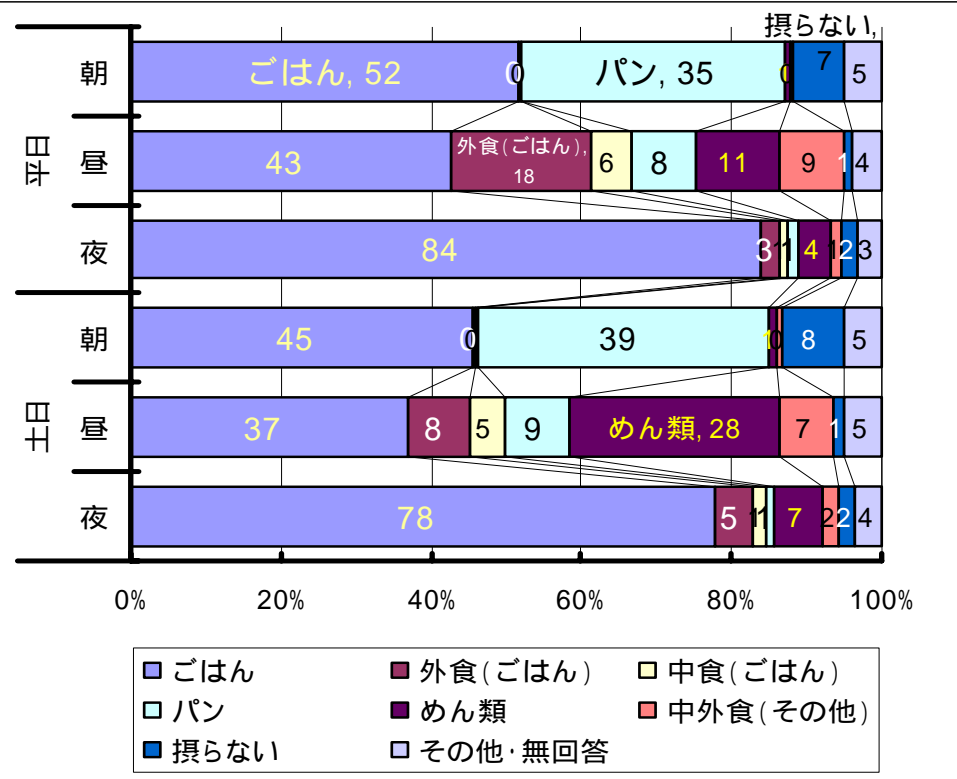


資料：平成17年「国民健康・栄養調査結果の概要」

朝食市場の特徴

朝食市場は、欠食が多い上に、ごはん食比率の低い市場。
 若年層(20~30歳代、特に単身者)を中心とした朝食の欠食は、**年間約50億食**、**総額約1.5兆円**の市場に相当。

食事内容の構成(平成16年)



朝食欠食の市場規模

	全国平均	20歳代	30歳代	その他
朝食欠食率 (%)	10.7	28.3	20.8	5.8
人口 (18年10月1日) (千人)	127,770	15,326	18,917	93,527
1日の欠食数 (千人)	13,671	4,337	3,935	5,399
年間欠食数 (億食)	50	16	14	20
市場規模 (億円)	15,000	4,800	4,300	5,900

資料:平成16年度第3回食料消費モニター調査

資料:平成17年「国民健康・栄養調査結果の概要」
 注:市場規模は、1食あたり300円として試算。